

I . 総務課 少子化対策企画室 関係

1. 次世代育成支援対策推進法に基づく
地域行動計画の策定について

(1) 後期行動計画策定の手引き（素案）

(2) 行動計画策定指針の改正方向案

「後期行動計画策定の手引き」(素案)

I. 計画における施策目標の共有

1. 国において示されている施策目標
 - ・ 次世代育成支援対策推進法 ・ 行動計画策定指針
 - ・ 近年の議論
2. 地域における施策目標の検討
 - ・ 地域における社会環境の変化の把握
 - ・ 前期行動計画の評価の実施
3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点
 - ・ 地域の子育て支援関係者との協議を行う 等

II. 地域におけるニーズ把握

1. ニーズ把握の共通の枠組み
 - ・ 調査手法 ・ 調査内容 ・ 基本調査項目
2. 地域ごとの独自把握内容の検討
3. ニーズ把握実施上の留意点
 - ・ グループインタビュー等地域住民の具体的な意見も把握する。
 - ・ 調査の過程を通じて、計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知する。

III. 定量的な目標設定

1. 国における定量的目標
2. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準
 - ・ 潜在的なニーズに基づく目標
 - ・ 事業の目標年
3. 地域独自の目標設定の検討
4. 供給体制を踏まえた事業目標の設定
 - ・ 地域における供給体制のあり方を検討し、各年時の整備目標を定める。

IV. 計画の評価方法の検討

1. 評価の枠組み
2. 国の提示する評価方法例（具体的な評価方法の説明）
 - ・ 評価指標の設定方法
3. 自治体独自の評価指標、評価方法

I. 計画における施策目標の共有

<ポイント>

1. 国において示されている施策目標

- 次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に示された「理念」、「視点」、「内容に関する事項」により、行動計画策定の趣旨・施策目標を把握する。
- 次世代育成支援に関係する近年の議論（『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」平成19年12月27日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」平成19年12月18日等）で示された新しい対策の方向性や課題、推進目標等を把握する。
- 新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日）の趣旨、目標、具体的施策等を把握する。
- 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日）で示された対策の方向性等を把握する。

2. 地域における施策目標の検討

- 前期行動計画策定時点から現在までの、地域の社会環境の変化を統計データ等を用いて把握する。
- 前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。※後期行動計画における計画評価の考え方をを用いて、可能な範囲で、前期計画についても評価を行う。

3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

- 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働
- 庁内推進体制の整備（少子化対策推進本部の設置等）
- 国と地方公共団体間、地域の企業や民間団体等との協働など

<具体的な内容>

1. 国において示されている施策目標

(1) 次世代育成支援対策推進法(現行ベース)

次世代育成支援対策推進法

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

...

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

行動計画策定指針（現行ベース）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/koudou-zenbun.html>

三. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

1. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

（１）子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては「**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう**」配慮することが必要であり、特に「**子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組**」が重要である。

（２）次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、「**豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう**」、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

（３）サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような「**多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう**」、利用者の視点に立った「**柔軟かつ総合的な取組**」が必要である。

（４）社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、「**様々な担い手の協働の下に対策を進めていく**」ことが必要である。

（５）すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、「**子育てと仕事の両立支援**」のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、「**広くすべての子どもと家庭への支援**」という観点から推進することが必要である。

（６）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした「**様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する**」ことが必要である。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする「**各種の公共施設の活用を図る**」ことも必要である。

（７）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、「**サービスの質を確保する**」ことが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、「**人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める**」ことが必要である。

(8) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、**各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく**ことが必要である。

行動計画策定指針（概要；現行ベース）

市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援

- 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
居宅における支援 短期預かり支援 相談・交流支援 子育て支援コーディネート
- 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 等

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- 性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 性子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- 家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保
- 公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進
- 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進

6. 子ども等の安全の確保

- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

(2) 近年の議論

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略(平成19年12月27日少子化社会対策会議決定)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)が相次いで発表されており、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標を示している。

【参照】

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-2.pdf>

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>

「新待機児童ゼロ作戦」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0227-1.html>

「社会保障国民会議第三分科会(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和))
中間取りまとめ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/chukan/siryou_5.pdf

「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/0729honbun.pdf>

ここでは『子どもと家族を応援する日本』重点戦略で示された2つの方向性である“仕事と生活の調和の実現”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”に基づいて、「1. 新たな対策の方向性」、「2. 課題」、「3. 新たに提供・拡充すべき取組」、「4. 対策推進上の留意点」、(1～4を受けて)「5. 地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題」について整理した。なお、“仕事と生活の調和の実現”については「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の内容を反映し、“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”については、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を反映している。

基本的にそれぞれの文献の表記に即して整理しているが、語尾などの統一、「1.(1)」における国・自治体に関する事項(国と自治体を統合)などは、本来の意味を損なわない範囲で加筆している。また、1.など項の冒頭部分は、文献の内容を踏まえて要約しているため、参照元の表現とは異なっている。

◇参考文献の該当箇所

| 文献名 | 発表時期 | 該当箇所 | 表記 |
|--|----------|------------------|----|
| 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 | 平成19年12月 | 1. (2)、3. (2)、4. | ◇ |
| 子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議基本戦略分科会における議論の整理 | 平成19年11月 | 2. (2) | ◇ |
| 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 | 平成19年12月 | 1. (1)、2. (1) | ◆ |
| 仕事と生活の調和推進のための行動指針 | 平成19年12月 | 3. (1) | ◆ |

1. 新たな対策の方向性

「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、新たな対策が求められている。

(1) 仕事と生活の調和の実現

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の3つの社会の実現を目指す。

- * 就労による経済的自立が可能な社会
- * 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- * 多様な働き方・生き方が選択できる社会

◆関係者が果たすべき役割

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

(企業と働く者)

- ・企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

- ・国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

- ・国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

- ・仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の3つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

- *親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- *すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- *すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

2. 課題

(1) 仕事と生活の調和の実現

◆就労による経済的自立ができない層

- ・正社員以外の働き方の増加等を背景に、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない。

◆健康で豊かな生活のための時間が確保できない層

- ・企業間競争の激化、長期的な経済の低迷、産業構造の変化により、正社員の労働時間が高止まりするなど、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない。
- ・長時間労働により、家族団らんの時間や地域で過ごす時間が持てない。

◆仕事と子育ての両立の難しさ

- ・勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は変化に対応したものとなっていないなど、仕事と子育てや老親の介護との両立が難しい。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇全体を通じた制度的な課題

- ・施策の総合性、体系的が欠如している。
- ・家族政策の施策の規模が小さく、財源が確保できていない。
- ・現物給付の優先度を高めるとともに、現金給付・現物給付の的確な組合せについての考慮が必要。

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因となっている。
- ・休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
- ・保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、1～2歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
- ・学齢期の放課後児童対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
- ・放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
- ・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。
- ・将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
- ・保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が不十分である。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
- ・実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が不明瞭で権利性が弱い。
- ・NPO、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
- ・待機児童の多い地域などでは、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
- ・児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数

が少ない。

- ・地域子育て支援拠点の普及度合いの低さ、安心して親子で過ごせる場所や子どもの居場所などの少なさ、保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの弱さなど、子育て家庭を支える基盤的な取組が不十分である。
- ・放課後子ども教室推進事業の取組が十分に進んでいない。
- ・社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行うなど個別的な対応が十分にできていない。
- ・社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立する上で、様々な困難に突き当たることが多い。

3. 新たに提供・拡充すべき取組

仕事と生活の調和の実現については、意識改革、業務の進め方、能力開発をはじめ個々の職場等の実情にあった取組が必要である。国は、雇用・税・社会保障などの制度設計を見直すとともに、地方自治体と連携して、気運の醸成や、育児・介護等を行う家族や多様な就業形態を支える社会的基盤を形成していく必要がある。

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築については、多様な選択を支える切れ目のない支援、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実、現物給付を優先した家族政策の充実等の観点から取り組む必要がある。

(1) 仕事と生活の調和の実現

◆総論

(企業と働く者)

- ・経営トップがリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組む。
- ・労使で仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて、これに計画的に取り組み、点検する仕組みを作り、着実に実行する。
- ・労使で働き方を見直し、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、時間当たり生産性の向上に努める。企業は、雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。働く者も、職場の一員として、自らの働き方を見直し、時間制約の中でメリハリのある働き方に努める。
- ・管理職は率先して職場風土改革に取り組む、働く者も職場の一員としてこれに努める。
- ・経営者、管理職、働く者は、自らの企業内のみならず、関連企業や取引先の仕事と生活の調和にも配慮する。
- ・働く者は、将来を見据えた自己啓発・能力開発に取り組む、企業はその取組を支援

する。

- ・労使団体等は連携して、民間主導の仕事と生活の調和に向けた気運の醸成などを行う。
- ・労使は、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ、労働契約を締結し、又は変更すべきものとする。

(国民)

- ・国民一人ひとりが、個々人の多様性を理解し、互いに尊重し合う。
- ・自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指す。
- ・家庭や地域の中での自らの役割を認識し、積極的な役割を果たす。
- ・消費者の一人として、サービスを提供する労働者の働き方に配慮する。

(国・自治体)

- ・全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
- ・地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進する。
- ・次世代育成に対する企業の取組促進のための対策の検討等を進め、生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した制度的枠組みを構築する。
- ・働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討する。
- ・経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業等の生産性向上（地域資源活用促進プログラムによる新事業創出支援、ITを活用した財務会計の整備、下請適正取引等の推進や資金供給の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。
- ・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業を支援する。NPO等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る。
- ・労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図ると。
- ・顕彰制度や企業の取組の診断・点検を支援すること等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
- ・働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。

◆就労による経済的自立

(企業と働く者)

- ・就職困難者等を一定期間試用雇用するトライアル雇用などを活用しつつ、人物本位による正当な評価に基づく採用を行う。
- ・パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度づくり等を行う。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(国・自治体)

- ・一人ひとりの勤労観、職業観を育てるキャリア教育を学齢期から行う。

- ・フリーターの常用雇用化を支援する。
- ・若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を支援する。

◆健康で豊かな生活のための時間の確保

(企業と働く者)

- ・時間外指導基準を含め、労働時間関連法令の遵守を徹底する。
- ・労使で長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善のための業務の見直しや要員確保に取り組む。
- ・社会全体の仕事と生活の調和に資するため、取引先への計画的な発注、納期設定に努める。

(国・自治体)

- ・労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。
- ・家事サービス等についての情報提供に対する支援をする。

◆多様な働き方の選択

(企業と働く者)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。
- ・女性や高齢者等が再就職や継続就業できる機会を提供する。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(国・自治体)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。
- ・在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。
- ・男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
- ・多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進・展開する。
- ・地域の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成する。
- ・多様な教育訓練システムの充実等、職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤を整備する。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

(出産前から3歳未満の時期)

- ・この時期の支援への重点的な取組を図る。就業希望者を育児休業と保育、あるいは

その組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援を図る。

(3歳から小学校就学前の時期)

- ・認定こども園と短時間勤務を普及・促進する。

(学齢期の放課後対策)

- ・全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境を確保する。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度が機能するように事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化する。
- ・子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施する。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診について、望ましい受診回数を確保するための支援を充実する。
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問を実施する。小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備する。
- ・全小学校区において放課後子ども教室を実施する。
- ・家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直しを図る。

4. 対策推進上の留意点

◇制度設計にあたって考慮すべきポイント

- ・子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保する。
- ・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
- ・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
- ・現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮する。
- ・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
- ・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
- ・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

◇利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- ・利用者の視点に立った点検・評価手法を構築するとともに、それを施策の改善につなげていくため、平成21年度までの現行のプランの見直しに当たって、結婚や出

産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させるPDCAサイクルを確立する。

○ 少子化対策の推進の実効性を担保するためには、以下のような利用者の視点に立った点検・評価の導入を図る必要がある。

①結婚や出産・子育てに対する希望の実現度

妊娠・出産後の継続就業率を施策目標に関わる指標として導入するなど、国民の希望がどの程度実現したかという点に着目した点検・評価

② 利用者の多様性

幅広い層の利用者の声を聞くよう努めるなど、利用者の多様性に即した、きめ細かな点検・評価

③地域差

利用者がそれぞれの生活圏で真に必要なサービスを受けられているかという視点に立った点検・評価

④支援策相互の連携

出産、子育て、あるいは子どもの成長の各ステージに応じて各支援策のメニューに容易にアクセスでき、切れ目なく選択することができているかといった点に着目した点検・評価

⑤質と量の評価

量が確保されているかはもちろん、質が十分に確保されているという点にも着目した点検・評価

サービスの利用者である親の視点だけではなく、子ども自身の立場、子どもの発達保障という視点に立って点検・評価

⑥支援策の周知と利用しやすさ

支援策の存在が十分に知られているか、気軽に利用できる状態になっているか等、制度の運用に着目した点検・評価

○ 具体的には、以下のとおり、利用者の視点に立った点検・評価を導入する。

・結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素（経済的基盤、継続就業見通し、夫婦間の家事・育児分担等）に各種施策を対応させて施策体系を整理するとともに、現行プランの見直しに向け利用者の視点に立った新たな指標を導入する。

・既存統計の改善・工夫、利用者意識調査等の実施等、点検・評価手法の充実を図るとともに、プランの目標を設定する段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年

度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させるP D C Aサイクルの定着が重要である。

◇支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革

- ・“未来への投資”としての施策の必要と有効性について、十分に国民に説明し、理解の浸透を図ることが必要である。
- ・生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生き育てていく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していくことが必要である。

5. 地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題

1～4で抽出した内容から、地域における後期行動計画策定において、特に考慮すべきと考えられる主な課題を整理した。

(1) 仕事と生活の調和の実現

- 地域における現状・必要性の把握
- 地域住民の理解や合意形成の促進
- 先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言
- 中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援
- NPO等の活動を通じた中小企業経営者等の取組の促進支援
- 積極的取組企業の顕彰制度や企業の取組の診断・点検の支援
- 男性の育児休業の取得促進方策の検討等、男性の子育て参加の支援・促進
- 家事サービス等についての情報提供に対する支援
- 学齢期からの、勤労観、職業観を育てるキャリア教育
- 働く者等の自己啓発や能力開発の取組支援
- 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労支援
- 一般事業主行動計画策定についての周知啓発

(2) サービス基盤の充実

- どの地域でも、すべての子どもや子育て家庭に、普遍的に給付・サービス提供がなされる枠組みの構築
 - ・施策の総合性・体系性の確保
 - ・多様な選択を可能とする切れ目のない支援の提供

○保育

- ・就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備（目標設定）
- ・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行
- ・保育待機児童の解消（特に、大都市圏、1～2歳児、学齢期）
- ・弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化
- ・放課後児童クラブの大規模化に伴う質の確保
- ・将来の児童数が減少する見込みの中での保育所整備のあり方の検討

○一時預かり

- ・一時預かりの充実

○地域子育て家庭支援

- ・地域子育て支援拠点、親子の居場所等の整備（小学校区すべてに拠点整備）
- ・保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの検討
- ・全小学校区における放課後子ども教室の実施

○その他、子育て支援

- ・家庭的な環境における社会的養護体制充実、施設機能の見直し
- ・全市町村での生後4か月までの全戸訪問実施、育児支援家庭訪問事業
- ・男性の子育て参加の支援・促進

○計画全体にかかる留意点

- ・一定のサービスの質の担保
- ・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
- ・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
（育児休業と保育、あるいはその組み合わせでカバーする仕組みの構築）
- ・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
- ・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
- ・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

○利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- ・結婚や出産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った点検・評価指標を導入した、PDCAサイクルの定着を図る。

<参考>

社会保障国民会議・持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会中間とりまとめの概要

社会保障国民会議 ～「社会保障の機能強化」に向けて～（平成20年6月19日）

社会保障国民会議の概要

- 福田総理の指示の下、本年1月に設置（座長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授）。
- 「所得確保・保障分科会」「サービス保障分科会」「持続可能な社会の構築分科会」の3分科会を設置。
- 国民会議では、給付やサービスのあるべき姿やそれを支える負担など「社会保障の将来像」が具体的に国民の目に浮かぶよう議論を進め、6月に中間とりまとめを公表、本年秋に最終とりまとめ予定。

持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会 中間とりまとめ

1 少子化対策は未来への投資～状況はまったなし～

- 少子化対策は、子どもの健やかで個性豊かな育ちを大切にし、将来の担い手を育成する「未来への投資」
- 少子化の進行は、今後の我が国の経済成長や社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響をもたらす。
- 基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。
- 「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要。

2 仕事と生活の調和の推進

- (1) 働き方の見直しと少子化 若者の就労による経済的自立可能な社会、父親も子育てできる社会の構築
- (2) 育児期の多様で柔軟な働き方 育児休業を取得しやすい環境づくり 柔軟な働き方の選択のための制度的対応の検討
- (3) 男性の育児参加 男性も子育てに取り組む意識改革と職場環境整備、男性の育児休業取得促進策の検討
- (4) 企業への浸透 仕事と生活の調和に取り組む意義・メリットに関する企業の理解の浸透 等

3 保育等の子育て支援サービスの充実

- (1) 利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善 例：保育所が一杯で入れない
- (2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援 町内会等の地域のネットワークの構築 等

4 市町村レベルでの施策の充実 住民サービスの差異の解消、地方の財源と裁量性の確保

5 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

- 諸外国に比して非常に小さい家族政策関係支出 国・地方を通じた財源確保を図り、大胆かつ効率的な財政投入を行いサービスの質・量の抜本的拡充（特に保育をはじめサービスの充実）を図るべき。
- 負担を将来に先送りせず、重要な政策課題である少子化対策のために社会全体で広く負担を分かち合うことへの合意形成が必要。